

【国際研修・共同研究】

第11回ベトナム弁護士連合会本邦研修の概要

JICA長期派遣専門家，弁護士

枝川 充志

第1 はじめに¹

1 概要

「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」では、ベトナム弁護士連合会（以下、「VBF」という。）を協力相手機関の一つとしている²。例年、VBFに対する本邦研修は日本弁護士連合会（日弁連）の協力を得て実施しており今回が11回目となる。

2019年度の研修では、東京と山梨訪問を中心に、2019年12月9日（月）から同月16日（月）の期間で実施された。構成メンバーは、ファン・チュン・ホアイVBF副会長他、各地方弁護士会の会長・副会長等からなる総勢15名であった。

2 目的

対VBF協力の枠組みを定める本プロジェクトのPDM（プロジェクト・デザイン・マトリックス）では、期待される成果の一つとして「ベトナム弁護士による適正な業務遂行促進能力を向上させること」を規定している。

今回の研修ではこの規定を念頭に、①組織管理・運営（日弁連と単位弁護士会，弁護士保険），②実務改善・能力向上（日本における判例制度，刑法・刑事手続），③市民による弁護士へのアクセスの向上のための問題分析を取り上げ実施された。

第2 研修内容

1 組織管理・運営（日弁連と単位弁護士会，弁護士保険）

(1) 日弁連の概要（出井直樹弁護士（第二東京弁護士会³））

2018年以降、VBFでは定款改定の動きが加速している（2020年中に改訂予定）。また今回は、地方弁護士の新会長が参加している。こうした背景の中、あらためて日弁連の概要を始めとして、中央の統一弁護士会と地方の弁護士会の関係について関心が持たれた⁴。

¹ 本稿のうち、意見にわたる部分は筆者の見解であり、講師等の当該関係者、筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添えます。

² 他に、首相府，司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院がある。

³ 所属弁護士会を指す。以下、「東京」というように簡略化して記載する。

⁴ VBFは組織確立の上で日弁連をモデルとしていると言われている。そのためほぼ毎年度、日弁連の概要について講義が組まれている。これまでに累計で100名以上のベトナム人弁護士（VBF執行部や地方弁護士会会長・副会長等）が本邦研修に参加しており、その成果と言えるかは即断できないが、ハノイでのセミナーや地方出張などに出席すると、研修参加者が日本の弁護士会の制度を出席者に説明することがある。

具体的には、日弁連の組織概要を端緒とし、日弁連と単位弁護士会の関係、日弁連と他の機関（法務省、最高裁等）と弁護士自治との関係について説明がなされた。また今回、関心事項として挙がっていた日弁連の各種委員会、たとえば資格審査委員会、綱紀委員会、司法制度調査会などについてその概要が紹介された。

この中で日弁連会長任期が2年、その他役員が1年という点は、5年の任期であるVBF及び地方弁護士会の会長の場合と異なっている。この違いを踏まえ、任期の長短によるメリット・デメリットについて意見交換がなされた。また日弁連で多くの委員会活動が行われていることに関心が払われた。

(2) 弁護士保険制度（平沼大輔弁護士（第一東京））

ベトナム弁護士法では、弁護士の保険加入が義務づけられている（同40条6項、49条2項）。またベトナム保険業法8条2項bでは、法律助言活動について保険への強制加入を要件としている。また弁護士法61条8項によれば、各弁護士会は弁護士による職務上の責任保険の加入を監督し、同65条2項ではVBFが法律遵守を監督すると規定する。しかし必ずしもすべての弁護士が加入していないとの実態がある。このような現状から、日本では職業保険への加入は強制ではないものの、日本における職業保険の内容について承知したいとの要望から今般の講義が設定された。

講師からは、日本における団体保険制度の概要、弁護士賠償責任保険（以下「弁賠保険」という。）の内容、事故対応の概要、事故発生状況や事例からなる全体像を説明いただいた。

日本では大多数の弁護士が弁賠保険に加入していることが紹介され、その上で成年後見人の候補者名簿登録の要件とされたり、弁護士会の法律相談を割り振る際の考慮要素とされているとの説明があった。また弁賠保険においては、過失の有無や損害の有無・算定、因果関係の有無などの判断が一般の損害保険に比べて難しいとの説明があり、参加者の質問を受けて、不法行為等に基づく損害賠償請求権を消滅時効にかけた場合の保険金の算定方法について、弁賠保険審査会の活用などが紹介された。その上で、依頼者とのコミュニケーションの重要性、委任契約書の締結において依頼内容を明確化しておくことの必要性を日本の弁護士に意識づけしているとの説明がなされた。

(3) 山梨県弁護士会訪問⁵

今回は、地方弁護士会として山梨県弁護士会を訪問した。同弁護士会からは、弁護士会の概要・特徴、日弁連との関係、組織構成、執行部体制や常議員会の概要、30以上ある委員会・プロジェクトチーム（PT）活動の存在について説明がなされた。

⁵ 山梨県弁護士会へは2014年度本邦研修においても訪問している。今回、会長の吉澤宏治弁護士をはじめとして、副会長の落合圭子弁護士を中心に周到なアレンジをしていただき、多くの弁護士の方々の御協力を得た。記して謝意に代えさせていただきたい。

このうち議論となったのは、会長の担い手や手当、会費の内容と決め方、滞納の場合の処理、会員へのサービス、委員会活動が強制か任意かといった点である。これら諸点についてVBF側の地方弁護士会会長が大きな関心を払っていた。

山梨県弁護士会は、弁護士の絶対数でいえば関東（東京高等裁判所管轄区域内）でもっとも弁護士数が少ない弁護士会である。そうした中でも活発に委員会やPT活動が行われている。そのためVBFからは、委員会活動等の諸活動が弁護士の社会的地位を担保し信頼を高めているとの指摘がなされた。

またVBF側は、地方弁護士会におけるプロボノ活動について関心を寄せていた。そのため山梨県弁護士会からは、貧困問題自殺対策委員会、高齢者・障害者支援センター運営委員会の活動や刑事弁護における独自の施策について説明がなされたほか、法テラス山梨からは同団体の概要などについても説明がなされた。前三者については、それぞれ山梨県弁護士会独自の取組を紹介する内容となっており、その真摯な取組に関心が払われた⁶。

さらに、研修参加者を二グループに分け、地元の法律事務所にも訪問する機会を得、事務所の概要について説明を受けるとともに、顧客獲得方法等について意見交換を行うなどして交流を深めることができた。

2 実務改善・能力向上（日本における判例制度、刑法・刑事手続）

(1) 日本における判例制度

ア はじめに

ベトナムでは2015年12月より判例制度が開始され⁷、本稿執筆時点（2020年1月17日時点）までに29の判例が選定されている。ベトナムにおける判例は、ベトナム最高人民裁判所裁判官評議会で選定され、同長官により判例として公布される。

この選定過程において、上記評議会の前に司法省、最高人民検察院、VBF等からなる諮問評議会で選定候補判例の審議がなされる⁸。そのためVBFとしても判例制度には大きな関心を持っている。同時に実務においても判例を活用していきたいとの意向がある。このような背景から日本における判例制度の概要、実務での判例の活用についての講義が要望された。

イ 判例制度の概要（園尾隆司弁護士（東京））

講師から、日本の判例法の歴史を紐解く形で講義が進められた。具体的には、約400年前に判例法の仕組みが出来上がり、裁判官の判断が法律と同じ効力を持つこと、ゆえに国民の間に裁判所の判決に関心が持たれる土壌があったとの説

⁶ この模様は、2019年12月14日付山梨日日新聞に掲載された。

⁷ 2015年10月19日付「判例の制定、公布及び適用の手続に関する議決」（03/2015/NQ-HDTP、同年12月16日施行）https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_55.pdf なお同議決は2019年6月18日に改訂された（04/2019/NQ-HDTP、同年7月15日施行）。

⁸ 今回の研修の団長であるファン・チュン・ホアイ弁護士は、諮問評議会のメンバーである。

明から始まり、その後約150年前に現在の裁判制度の基礎が形作られ、法律に従って裁判を行う、判決はその事件に限って効力を持つという制度になったものの、前記歴史的土壌があることから現在でも国民は1つ1つの判決に大きな関心を持っているとの説明がなされた。

こうした歴史的背景を前提に、法律・判例・慣習の関係、判例の選定方法（日本では最高裁の判断は、他の事件に参考にならないものを除き判例になる、ゆえに選定作業はそれほど難しいものではない等。）、判例の変更方法、国民が関心を持っていることから周知の必要性に基づく判例集の作成方法、民間会社による判例集の作成、現在最高裁の判例は判例法の時代のように通用しているとの説明がなされた。歴史と国民の意識を織り交ぜながら現在の制度について説明がなされたため、ベトナム側にも上記諸点を始めとして自国の制度の参考にしたいとの反応があった。

ウ 弁護士実務における判例（谷真人弁護士（東京））

講師からは冒頭、成文法・判例法の概要に触れた後、成文法国家においてもなぜ判例が重要なのかについて、法律と判例の関係（法律を補充する機能）、判例においては結論よりもその理由が大事であり、その理由（論理）がわかれば類似のケースに応用（推論）ができること、社会の変化に応じて先んじて規範をつくる機能があること、裁判所には違憲立法審査権があることから、三権分立の観点から憲法違反を判断する機能があること等について説明がなされた。

その上で弁護士実務の場面として、①裁判所に対して訴訟上の主張を行う場面での判例の使い方、②法律相談を受けた際に回答する場面での判例の使い方に分けて、法律のあてはめ、判例のあてはめ、判例の理由から推論できる論理を利用する等の方法につき具体的な事例を交えながら実務での使い方の説明がなされた。また判例の取得方法や情報サービスの実態についても説明がなされた。

前記園尾弁護士と谷弁護士の講義を通じて、日本での弁護士実務に判例が深く関わっていることについて、参加者からの高い関心が寄せられた。

(2) 刑法・刑事手続（法務省 ICD 森永太郎部長）

ベトナムでは改正刑法・刑事訴訟法が2018年1月1日から施行されている。改正刑法中、法人への刑事処罰について新たな規定が整備されたこと（刑法33条等）、改正刑事訴訟手続における電子証拠（刑訴法99条：電子データ）の取扱い、特別捜査方法（刑訴法第16章「特別手続捜査措置」（223条以下））について日本の経験を共有したいとの要望から本講義が設定された。

講師からは、自身の検察官及びベトナムでのJICA長期派遣専門家の経験を踏まえ、日越の刑事訴訟手続の違いを念頭に、刑事訴訟手続の基本的構造の異同、捜査の実情、証拠収集方法、捜査から裁判までの流れについての説明及び意見交換がなされた。また特別捜査のうち、通信傍受についてその概要や実際の運用の難しさについて説明がなされた。

日本の検察官から、捜査方法や事件の見方等について日越制度の違いを踏まえながら説明がなされる機会はこれまでほとんどなかったことから、白熱した意見交換がなされた。そのため、時間をもう少し確保してほしいとの要望も出された。ベトナム弁護士にとって、日本の検察実務は未知の世界であることも手伝い、様々な質問が出されるなどして実践的な内容となった。

3 市民による弁護士へのアクセスの向上のための問題分析ワークショップ

- (1) 2018年度の本邦研修でプロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）による参加型の問題分析手法を用いて「弁護士及び弁護士会が、ベトナム社会・市民の確固たる信頼を得てない」という問題を中心問題として設定し、研修参加者を2グループに分けてその原因分析を行った⁹。その結果、(ア)国や政策に起因する問題、(イ)弁護士の問題（弁護士個人、弁護士会）、(ウ)社会や人々に関連する問題という内容で整理され、その結果はVBFにも共有した。

2018年度に引き続き、2019年度は(ウ)に関連して市民の司法アクセスの観点を取り上げ、「市民による法律サービスの利用状況が低い」という中心問題を設定し、2018年度同様、研修参加者を2グループに分け、それぞれのグループで整理し、結果発表を行う形で原因分析を行った。

- (2) 議論の結果は、大きく①弁護士・弁護士会に起因する問題（市民へのアクセスへの政策の不在、広報の不足、弁護士のレベルが均一でない・質が低い、研修が不足している等）、②市民側から見た問題（弁護士の存在を知らない、紛争解決について弁護士にわざわざ頼もうとしない、経済的理由あるいは地理的理由から弁護士に頼めない等）、③国・訴訟進行機関に起因する問題（弁護士に対する政策が不足している、弁護士の存在意義をきちんと理解していない、弁護士の活動を妨害する等）といった問題に整理され、それぞれについて一般的な対策が検討された。

時間的制約のため、深い分析や具体的な対策の検討までには至らなかった。しかし、今回の参加者に地方弁護士会の新会長が多く占めていたことから、前記問題を互いに議論しながら整理できたことや、問題分析の手法について学びがあったことなどは有意義であったとの言及があった。議論内容については整理の上、2018年度同様、VBFに共有し、今後のVBFの政策選定に活かす形で成果を継承したいと考えている。

⁹ 概要については、拙稿「第10回ベトナム弁護士連合会本邦研修の概要」（ICD NEWS第78号（2019.3））82頁以下参照。



(写真：問題分析の様子)

4 各所訪問・傍聴（甲府地裁）等

上記講義やワークショップ以外に、研修期間中、法務省法務総合研究所（所長）、日弁連（会長）訪問、甲府地裁での刑事事件傍聴が実施された。

第3 最後に

1 今次研修の冒頭、VBF側から2019年中の活動状況について、弁護士数の推移、体制づくり、現地での研修の実態（プロジェクトの支援によるものも含む）、懲戒処分などの実情、弁護士に対する国・他の関係機関の施策の動向、法律扶助活動の現状などについて説明がなされた。2018年度本邦研修（2019年1月実施）以降のVBF側の動向を把握できる内容として、日本側関係者からも一定の評価を得られた。

また2018年度本邦研修で扱った「ベトナム弁護士職務倫理規程」の改訂については、2019年中に改訂作業が進展し、2019年12月13日には改訂版が承認され、一定の成果があったことが報告された。

今後は改訂倫理規程の普及定着のため、日弁連の「解説 弁護士職務基本規程」（越語訳有）を参考に、プロジェクトも関与しつつ、上記倫理規程の解説書を作成することになっている。

2 最後にあらためて、今回の研修が充実したものとなったのはご協力・ご尽力いただいた講師の先生方、訪問先の皆様、研修監理員の皆様、日弁連のプロジェクトチームの皆様、JICA関係者の皆様のおかげである。この場をお借りして深く御礼申し上げます。引き続きご支援いただければ幸いです。